



# はなさぽコラム一覧



**校内が一つのチームに！** ～校内委員会とは～



**チームで話し合おう** ～話し合い(ケース会議)の進め方～



**特別支援教育の推進** ～特別支援教育コーディネーターの役割～



**多様な視点で捉えよう①** ～ICF国際生活機能分類～



**多様な視点で捉えよう②** ～冰山モデル～



**段階的な支援の検討** ～連続性のある「多様な学びの場」とは～



**支援や指導のPDCA** ～個別の教育支援計画と個別の指導計画～



**教育的ニーズに応える** ～合理的配慮～



**身近な専門家とのチームづくり** ～SCとSSWの活用～



**地域の専門家を活用しよう** ～特別支援学校のセンター的機能の活用～



**福祉の専門家への相談** ～発達障害児者支援体制(宮城県)～

## 校内委員会とは

校内委員会とは、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため設置する、特別支援教育に関する委員会です。

### 役割の明確化と支援までの手順

校内委員会は、下記の役割を担います。

- 児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援内容の検討
- 教育上特別の支援を必要とする児童生徒の状態や支援内容の評価
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を専門家チームに求めるかどうかの検討
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- 教育上特別の支援を必要とする児童生徒を早期に発見するための仕組みづくり
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割

校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順（定期的を開催する、特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催する等）を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

### 校内委員会の組織及び構成

学校としての方針の下、各学校の状況に合わせて開催します。下の図は、構成員の一例です。



### 支援内容の共通理解と定期的な評価

### 評価結果や保護者の意見を踏まえた支援内容の見直し

支援内容について共通理解を図り、評価を踏まえて必要な見直しを行います。

(「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」平成29年3月 文部科学省 参考)



- ・児童生徒の情報について把握し共有しましょう。
- ・学校が一つのチームになって支援を行うために、「はなさぼシート」を活用しましょう。

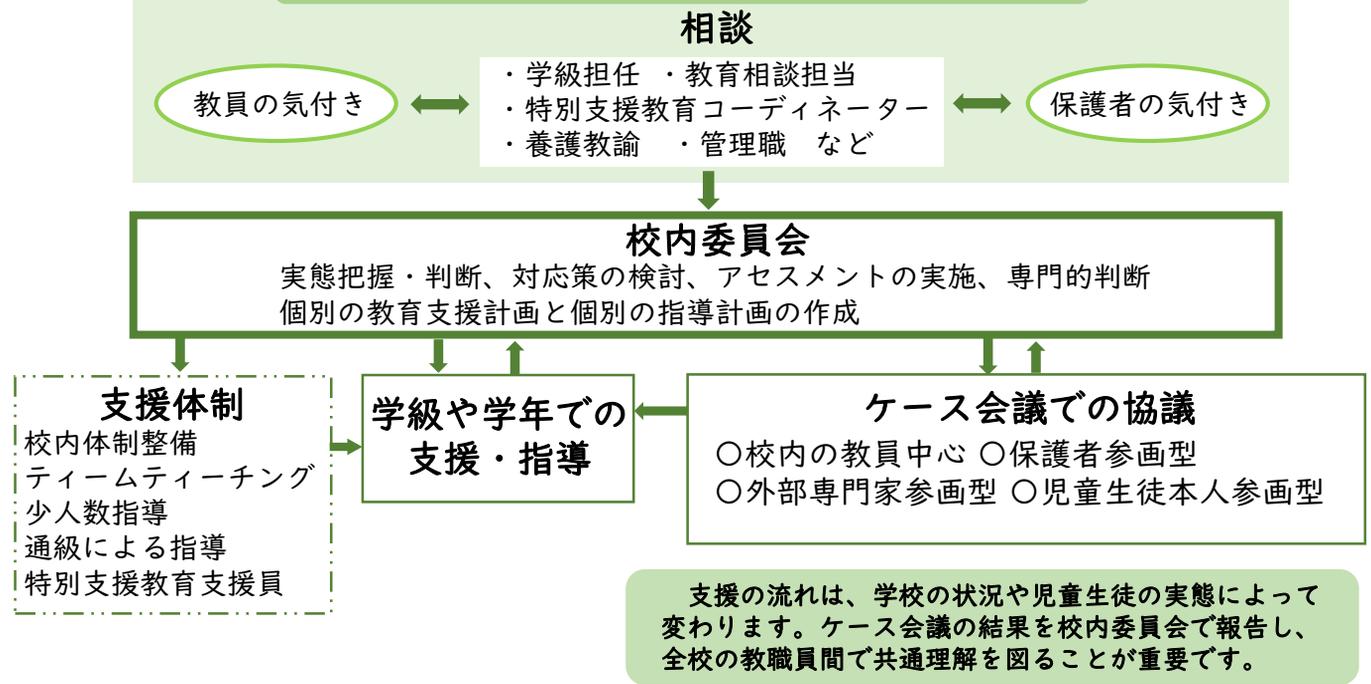


## 話し合い（ケース会議）の進め方

校内委員会の判断により、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態に対する支援内容等の決定に当たって、個別に、学級担任等関わりのある人たちでつくる少人数集団のチームによる会議（ケース会議）が必要となる場合があります。特別支援教育コーディネーターを中心に、学年主任や学級担任と連携しつつ、児童等の状況報告、現状と課題の明確化、これからの具体的な支援内容や方針の確認等を行います。必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、情報を収集できるように、連絡調整を行うことが望まれます。

（「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」平成27年3月 文部科学省）

### 支援に至るまでの一般的な流れ



### 「はなさぽシート」の活用の提案

**「はなさぽシート」の活用③**

**振り返りと支援の継続**

「情報共有シート」「話し合い記録シート」で振り返りを蓄積しましょう

- 児童生徒の様子を記録する  
「話し合い記録シート」に記入した児童生徒の様子について、「情報共有シート」に記録しましょう。
- 実施した手立てについて振り返る  
児童生徒の様子を振り返りながら、「話し合い記録シート」に記入した児童生徒の様子から振り返りましょう。手立てを振り返るのちから振り返りましょう。振り返り結果から今後の手立てを決定しましょう。
- 2回目の「話し合い記録シート」を話し合いを進めましょう。2回目話し合いを進めましょう。
- 「あしあどシート」に記録する  
「あしあどシート」の「支援の手立て」などを振り返りながら、「話し合い記録シート」に記入し、記録した支援内容や今後の手立てを記録し、振り返りましょう。

チームで共有する  
話し合いの結果を、チームで共有し、話し合いの結果を蓄積し、児童生徒の成長を支援しましょう。

「あしあどシート」に児童の様子を記録し振り返り、「あしあどシート」の「支援の手立て」について振り返りながら、「話し合い記録シート」に記入し、記録した支援内容や今後の手立てを記録し、振り返りましょう。

次回話し合いの予定  
話し合いの結果を振り返り、今後の手立てを決定しましょう。

おわりに  
話し合いの振り返り、記録の結果を蓄積し、支援を継続しましょう。

**「はなさぽシート」の活用①**

**話し合いの事前準備**

「情報共有シート」にメモしましょう

**「はなさぽシート」の活用②**

**話し合いの進め方**

「情報共有シート」と「話し合い記録シート」で話し合いを進めましょう

はじめに  
「よろしくお話しします。」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

情報共有シートの確認  
「情報共有シート」についてお話しします。  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

課題の選定  
「すぐに取り組みたいことは、どれでしょうか？」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

本人の立場から考える  
「本人の思いや願い、困難を確認しましょう。」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

目標の設定  
「目指す姿や身に付けさせたい力は何でしょうか？」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

手立てを考える  
「どうしたらできるようになるか、手立てを考えましょう。」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

役割の分担  
「できそうな手立てを選び、役割の分担を行います。」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

次回話し合いの設定  
「手立てを振り返る日と、次回の予定を決めましょう。」  
話し合いの目的、話し合いの場所、話し合いの時間、話し合いの参加者などを確認しましょう。

おわりに  
話し合いの結果を振り返り、今後の手立てを決定しましょう。

「はなさぽシート」を活用した、話し合いの進め方を紹介します。チームで話し合いながら支援を継続しましょう。



- 「情報共有シート」を使用し、話し合いの事前準備と情報の共有をする。
- 「話し合い記録シート」を使用し、話し合いを進めながら記録する。
- 設定した評価日を目安に振り返り、児童生徒の様子や支援の手立てを蓄積する。

## 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連絡調整、保護者との関係づくりを推進します。

### ① 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

#### ① 学校内の関係者との連絡調整

- 校内委員会の企画・運営
- 学校内の専門スタッフとの連絡調整

#### ② ケース会議の開催

- 必要に応じて保護者や外部の専門家等に参画を求める
- 校内で共有し共通理解

#### ③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

- 作成に協力し、連携して活用する
- 共通様式を提示する

#### ④ 外部の関係機関との連絡調整（窓口）

- 巡回相談員や専門家チームとの連絡調整
- 特別支援学校や関係機関との連絡調整
- 地域の機関や提供している支援内容の情報を収集、整理、伝達

#### ⑤ 保護者に対する相談窓口

- 保護者からの相談の窓口の役割を担う
  - ・ 対象の児童生徒が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応することが重要
  - ・ 保護者とともに解決策を考える
  - ・ 合理的配慮の提供に当たる相談窓口

#### 学校内の関係者

教員や保護者

連携



特別支援教育  
コーディネーター

#### 外部関係機関や外部専門家

- ・ SC ・ SSW ・ 特別支援学校
- ・ 巡回相談員（※） ・ 専門家チーム（※）
- ・ その他の関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働など）

連携

- ※巡回相談員・・・各学校を巡回し、教員に対して教育上特別な支援を必要とする児童等に対する支援の内容や方法等に関する支援・助言を行う、専門知識を有する者
- ※専門家チーム・・・各学校に対して、児童生徒の障害の困難に関する判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会等に設置された組織

### ② 学級担任への支援

- 各学級担任からの相談状況の整理
- 学校内での教育支援体制の検討
- 進級時の相談・協力

### ③ 巡回相談員や専門家チームとの連携

- 巡回相談員との連携
  - ・ 相談日や相談者の調整
  - ・ 必要に応じて校内委員会への参加を求める
- 専門家チームとの連携

### ④ 児童生徒の実態把握と情報収集の推進

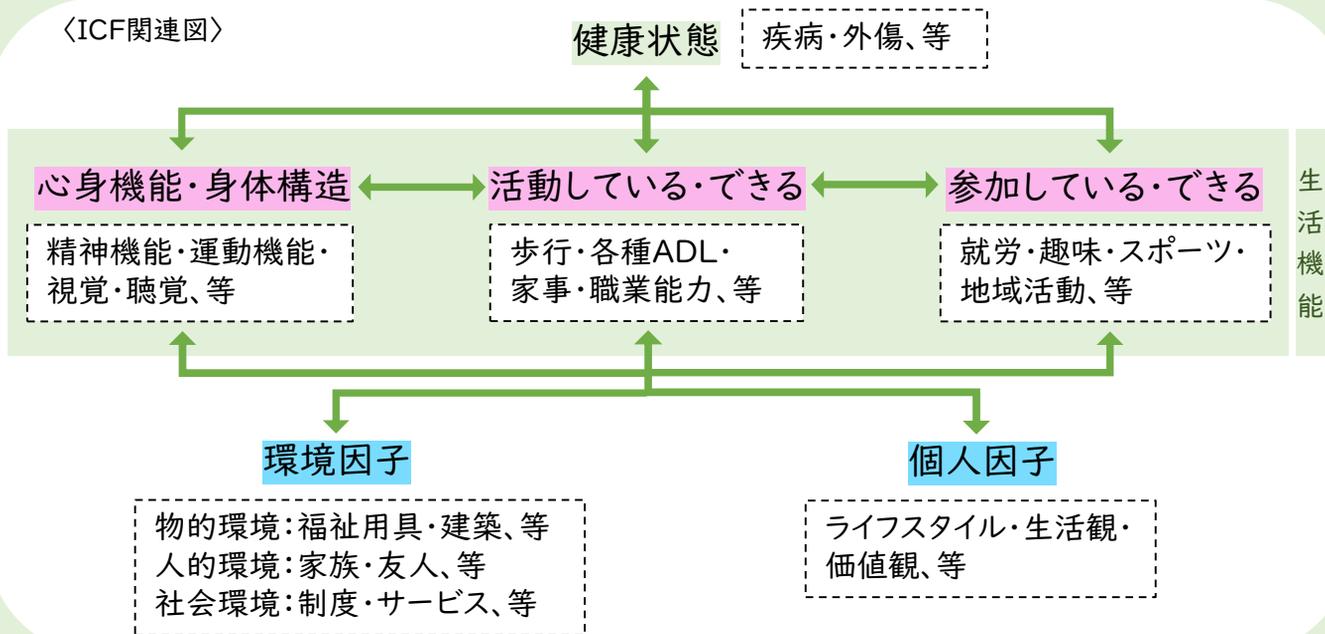
- 学習面や行動面で気になる児童生徒に気付いた場合、指導に悩んでいる教職員がいた場合に、気付きを吸い上げて把握できる体制整備

## ICF 国際生活機能分類

ICFとは、人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、「健康状態」、「心身機能・身体構造」、「活動」と「参加」、「環境因子」、「個人因子」から構成されます。

(「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」平成29年4月 文部科学省)

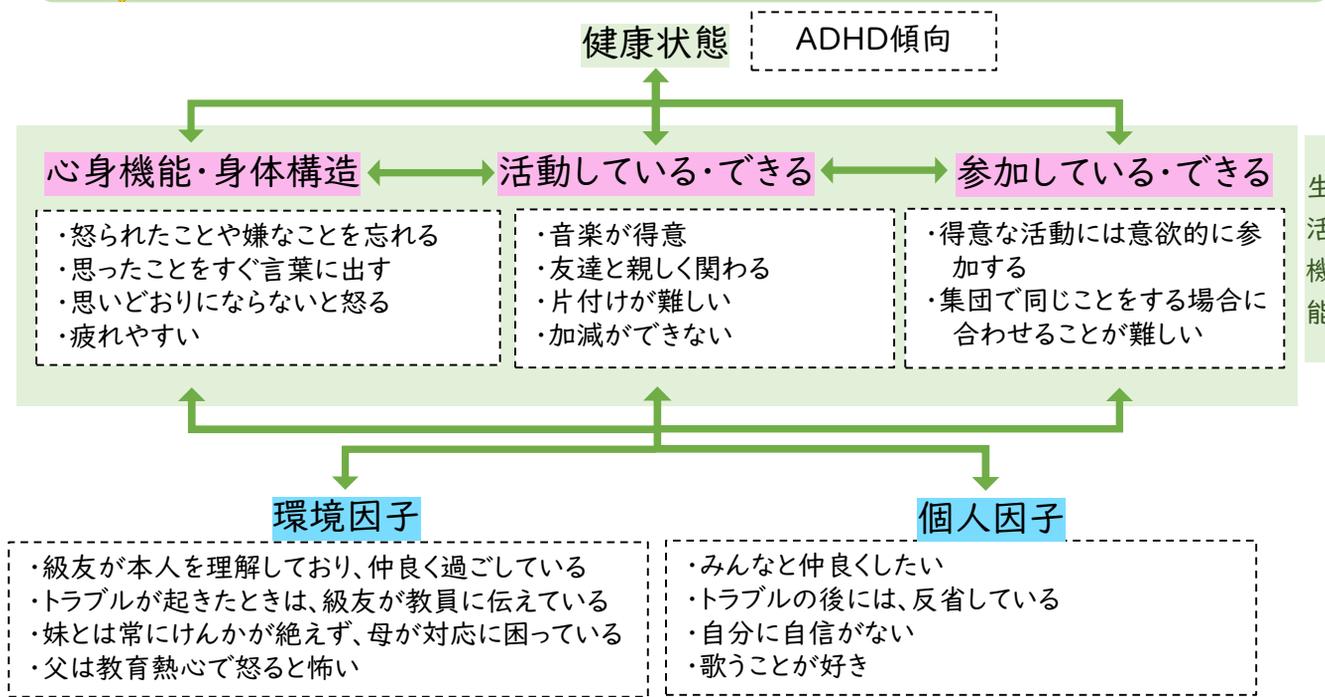
〈ICF関連図〉



### ICF関連図で児童生徒の実態を把握すると・・・

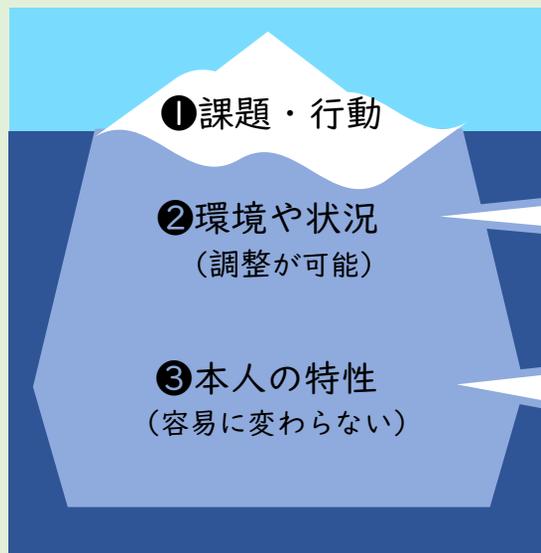


どの分類に当てはまるか、分類することを目的とするのではなく、児童生徒の状況やエピソードについて、理解を深めるための視点を見付けることが大切です。また、できるだけ行動を細分化します。(○騒ぐ・走り回る。×騒ぎ走り回る。)



## 冰山モデル

冰山モデルは、課題を氷山の一角と捉え、その水面下の要因に着目します。ある一部の場面での事象を捉えるのではなく、全体像から探り、アプローチするための思考ツールです。



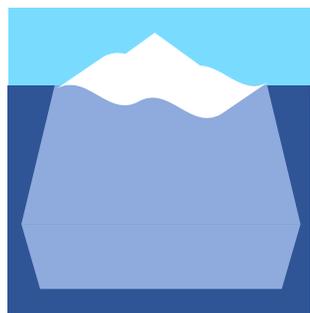
人、物、刺激、  
予定、情報など

好き、嫌い、強み、得意、  
社会性、想像力、コミュニケーション、  
感覚過敏・鈍麻 など

- ・「②環境や状況」と「③本人の特性」は、相互に作用しています。
- ・「②環境や状況」は、調整が可能です。
- ・「②環境や状況」から支援のヒントを導きます。

### 「冰山モデル」で考える

**【例】** 語彙が豊富で友達と関わるのが好きなAさんは、気持ちのコントロールが苦手な面があり、落ち着きがなくなることが多い。授業中に不安そうな表情を見せると、時折、暴言や離席を繰り返す。教師が「名前を書きます」「折り紙を折ります」などと指示すると、指示と反対の行動を取り、名前を消したり紙を破いたりする。



教師に言われたことは理解できるが、どう行動してよいか分からない、指示を忘れてしまう、などの困難さが予想されます。授業中に時々不安な様子があることから、不安を軽減させる手立ての一つとして、学習内容を視覚化して提示し本人が見て確認できるようにしたり、教師の話し言葉による指示（刺激）を減らしたりする支援などが考えられます。また、本人の思いや願いを把握し、本人の不安が何か、どう行動していけばいいのか、本人と一緒に考えていきたいですね。

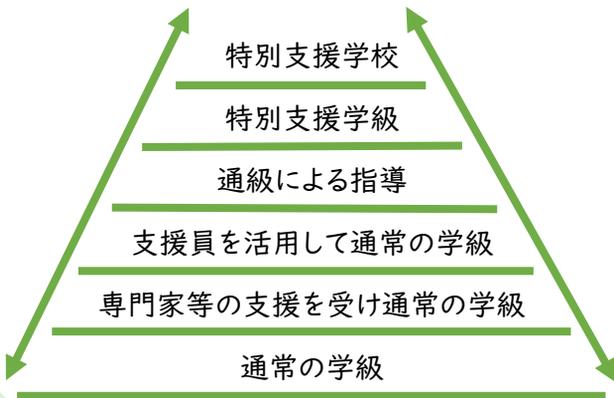


## 連続性のある「多様な学びの場」とは

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求すると共に、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月 文部科学省)

### 小・中学校における多様な学びの場の連続性



連続性のある多様な学びの場は、子供の発達<sup>1</sup>の程度、<sup>2</sup>適応の状況や<sup>3</sup>取り巻く環境等を<sup>4</sup>勘案しながら<sup>5</sup>変更することができます。



(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会)を基に作成

## 教育的ニーズを踏まえた段階的な検討のプロセス ～校内委員会における児童生徒の支援策の検討～

### 通常の学級でできうる方策を十分に検討する



- 学級全体に対して分かりやすい授業の工夫を行う
- 通常の学級で十分学べるか検討する
  - ・ ICTを含む、合理的配慮の提供
  - ・ 特別支援教育支援員の配置
- 外部と連携しながら支援する必要があるか検討する
  - ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用
  - ・ 外部の専門家の活用

学習指導要領  
「指導計画の作成と取扱い」  
に示される  
「困難さ」に対する  
「指導上の工夫の意図」と  
「手立て」の例を参考に  
**通常の学級における  
授業づくりの工夫と  
改善に努める**

### 特別の教育課程の編成を行う必要性を検討する(自立活動など)

- ・ 通級による指導
- ・ 特別支援学級

## 個別の教育支援計画と個別の指導計画

**個別の教育支援計画**は、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、本人や保護者の希望を踏まえながら、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うためのものです。特別支援学校、小学校・中学校の特別支援学級、及び小学校・中学校・高等学校における通級による指導においては、個別の教育支援計画の作成が義務付けられています。個別の教育支援計画の作成には、子供の状況をよく理解している保護者との共通理解と連携が不可欠です。本人や保護者の願いを十分にくみ取り、学校等での生活や進学、就労等を見据えて、必要な支援をつなげていくために作成します。

### 個別の教育支援計画の作成の主な流れ

- (1) 児童生徒の実態を把握する。
- (2) 本人及び保護者の意向や将来の希望を確認する。
- (3) 学校の他、医療や福祉など、児童生徒の関係機関でどのような支援が可能か整理する。
- (4) 関係機関それぞれの支援内容を整理するなど、役割を明確にする。
- (5) 支援の状況を定期的に評価し、改善を図る。

**個別の指導計画**は、児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、教育課程を具体化し、児童生徒一人一人の指導目標、指導内容、指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成します。

また、**自立活動**は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において特別に設けられた指導領域です。児童生徒の実態に応じた特別な指導を行うため、通常の教科指導とは違い、学習指導要領に具体的な指導内容は定められていません。児童生徒の実態を把握し、指導すべき課題を明確にして指導のねらいや指導内容を設定します。

### 自立活動の指導のための個別の指導計画の作成の主な流れ

- (1) 児童生徒の実態を把握する。
- (2) 指導すべき課題などを整理する。
- (3) 実態に即した指導目標を設定する。
- (4) 具体的な指導内容を設定する。

※具体的な指導内容については特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説 自立活動編 参照

(「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」平成29年4月 文部科学省)



個別の教育支援計画や個別の指導計画は、あくまで児童生徒の支援や指導に関する関係機関との連携のために必要なものであり、作成することが自体が目的ではありません。実施、評価、改善を繰り返すことが最も重要です。校種間の引き継ぎにも活用しましょう。

「話し合いサポートツール」を活用することで、作成の参考にできます。

## 合理的配慮

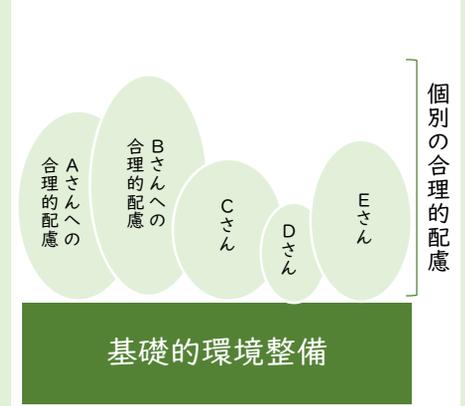
合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」です。「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されており、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

また、基礎的環境整備とは、「合理的配慮」の充実を図る上で欠かせないものであり、国、都道府県、市町村が財源を確保し役割分担をして実施します。全部で8項目あり、多様な学びの場の活用、校内委員会の設置や外部の専門家の活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導も、基礎的環境整備に含まれます。

合理的配慮は3観点11項目あり、本人や保護者と可能な限り合意形成を図りながら検討していく必要があります。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会)



### 合意形成のための話合いの留意点

合理的配慮を検討するために、まずは本人や保護者の思いや願いを丁寧に聴きましょう。また、担任の気付きや複数の教職員による観察などによって本人の困難さが明らかになった場合には、適切な配慮を提案するなど、積極的に取り組むことも大切です。話し合った内容は、個人情報に留意しつつ、校内の教職員で共有しましょう。

#### 避けるべき考え方

- 「特別扱いきれません」・・・障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が同じように取り組むことができる状況を整えることが目的です。
- 「〇〇障害のある人は」・・・障害の程度などによって、適切な配慮は異なります。個別に話し合い、検討する必要があります。
- 「前例がありません」・・・本人と保護者の思いや願いを丁寧に聴き、目的を共有しながら、柔軟に話し合い検討しましょう。
- 「もし何かあったら」・・・懸念されるリスクを低減するための対応を、具体的に話し合い検討しましょう。

(「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」内閣府) 参考

合理的配慮の内容は柔軟に見直すことができます。また、実態把握を含めた支援や指導の内容については、特別支援学校のセンター的機能を活用して相談したり、外部の専門家からの助言を求めたりすることも有効です。合理的配慮は、個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされており、振り返って評価をしながら話し合いを積み重ね、学年や校種を超えて引き継ぎましょう。



## SC [スクールカウンセラー] と SSW [スクールソーシャルワーカー] の活用

児童生徒に障害の可能性が考えられる場合は、通常の学級の担任、教科担任は決して一人で抱え込まないことが大切です。行動の背景にある障害の特性について正しく理解し、適切な指導や必要な支援につなげていくために、スクールカウンセラー等に相談してください。その後、必要に応じて、ケース会や校内委員会等で検討を行いましょう。

(「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」平成27年3月 文部科学省)



**スクールカウンセラー**は、学校教育に関する心理の専門家として児童生徒へのカウンセリングや困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラムの実施を行うとともに、児童生徒への対応について、教職員、保護者への専門的な助言や援助、教員のカウンセリング能力等の向上を図る研修を行います。

### SCの職務内容

- 児童生徒へのカウンセリング
- 保護者への助言・支援
- 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助
- 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の支援
- 教職員に対するコンサルテーション
- 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修での支援

(「スクールカウンセラー活用指針」平成31年2月 宮城県教育庁義務教育課)

**スクールソーシャルワーカー**は、福祉の専門家として課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援等の役割を果たします。

### SSWの職務内容

- 直接的な援助・・・面接や自ら関係機関等とつなぐこと及び必要に応じて家庭訪問を行うなど、児童生徒や家庭を支援する
- 間接的な援助・・・児童生徒や家庭が課題を解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携を仲介する
- 個人へのアプローチ
- 学校組織へのアプローチ
- 自治体へのアプローチ
- 不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害突発的な事件・事故が発生した際の支援
- ソーシャルワークに関する啓発活動

(「スクールソーシャルワーカー活用指針」平成31年2月 宮城県教育庁義務教育課)

## 特別支援学校のセンター的機能の活用

各学校が、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた専門的な支援を充実させるためには、特別支援学校のセンター的機能を活用し、必要な助言または援助を受けることも有効です。特別支援学校への要請を行う際は、各々の学校の校長が協議し、センター的機能の活用に当たっての全体的な方針を定めた上で、特別支援教育コーディネーターを窓口とした具体的な相談を行うことで、専門的な助言を得ることができます。

### 特別支援学校のセンター的機能

- ・各学校の教職員への支援機能
- ・各学校の教職員に対する研修協力機能
- ・特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成への助言など、児童生徒への指導・支援機能
- ・教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡・調整機能
- ・児童生徒への施設設備等の提供機能



(「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」平成29年3月 文部科学省)

### 地域支援相談MAPの活用



特別支援学校は、学校教育法施行令22条の3に定められた程度の障害のある子供を対象とし、一人一人の課題や教育的ニーズに応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導や支援に当たっています。宮城県では、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者を対象とした特別支援学校が設置されています。

(「就学支援の手引」 令和4年3月 宮城県教育委員会 参考)

特別支援学校のセンター的機能を活用した相談についてアンケート調査を行ったところ、小学校、中学校、高等学校から、通常の学級に在籍する児童生徒に関する様々な相談が寄せられていることが分かりました。相談内容として多かったのは、指導や支援に関すること、児童生徒の実態の把握に関することなどです。さらに、具体的な事例では、聞こえに困難さがある児童生徒に対する配慮や教材・教具の情報提供、見え方に困難さがある児童生徒に対する配慮や教材・教具の情報提供、授業に集中しにくい児童生徒に対する理解や支援の助言などが挙げられ、引き継ぎの際の助言を行っているケースもありました。

「話し合いサポートツール」の「地域支援相談MAP」は、相談できる特別支援学校を市町村ごとに整理しましたので、ぜひご活用ください。



## 発達障害児者支援体制（宮城県）

宮城県では、発達障害のある人やその家族の多様なニーズに応えるため、支援体制の充実や強化に向けた取組を進めています。「一次支援機関」「二次支援機関」「三次支援機関」として支援機関を分類し、相互に連携しながら重層的に支援を行っています。

### 一次支援機関

市町村や学校、保育所・幼稚園、障害福祉サービス事業所、県の「障害児等療育支援事業」の受託事業所などの支援機関を指します。障害のある方本人やその家族、支援者の方から、発達障害に関する相談を受け付けています。

### 二次支援機関

発達障害者地域支援マネジャーを指します。発達障害者地域支援マネジャーは、発達障害のある方の支援者を支援します。心理職やリハビリテーション専門職が従事し、発達障害児者の支援者の方を支援する役割を担っています。県内を8つの区域に分けて配置され、宮城県から委託を受けた事業所に配置されています。

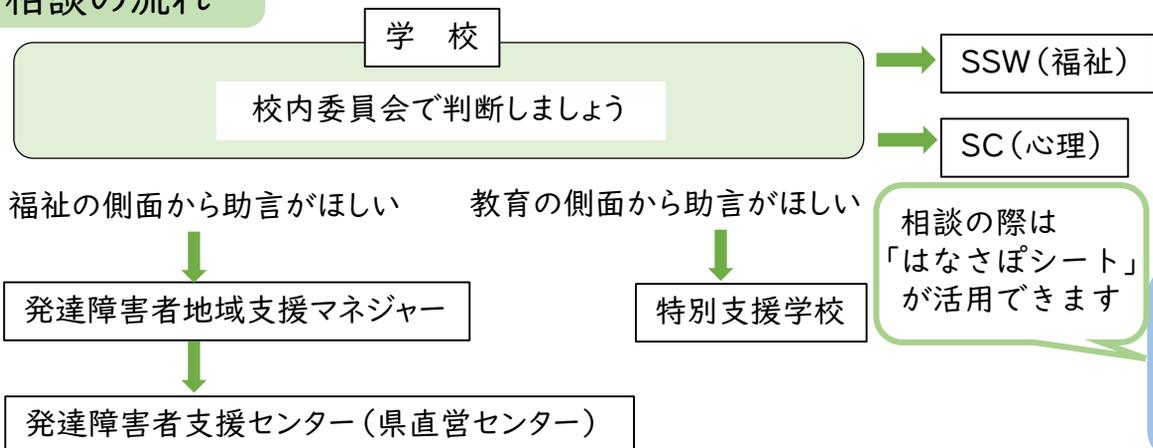
### 三次支援機関

二次支援機関である発達障害者地域支援マネジャーが、発達障害者支援センターの相談利用が必要と判断した場合に、助言や支援方針の検討等を行います。

※宮城県には、発達障害者支援センターが二か所設置されています。

- ・発達障害者支援センター「県直営センター※」：主に子供（18歳未満）が対象  
（※宮城県こども総合センター内）
- ・発達障害者支援センター「えくぼ」：主に大人（18歳以上）が対象

### 相談の流れ





# はなさぽコラムリンク集



- ▷ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」  
(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)
- ▷ 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」  
(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html)
- ▷ 「障害のある子供の教育支援の手引」  
(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
- ▷ 「就学支援の手引き」  
(宮城県)  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/syugakusien-tebiki.html>
- ▷ 「平成29・30・31年改訂学習指導要領（本文、解説）」  
(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)
- ▷ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」  
(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/content/20220426-mext\\_tokubetu01-100002983\\_9.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220426-mext_tokubetu01-100002983_9.pdf)
- ▷ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」  
(文部科学省)  
[初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)
- ▷ 「もしケース会議を進めることになったら？」  
(文部科学省)  
<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/facilitation/index.html>
- ▷ 「個別の教育支援計画の参考様式について」  
(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm)
- ▷ 「就学前からつくる個別の教育支援計画（作成の手引き）」  
(宮城県)  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/kobekyo3.html>



# はなさぽコラムリンク集



- ▷ 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」  
（国立特別支援教育総合研究所）

<https://inclusive.nise.go.jp/>

- ▷ 「指導・支援（子どものつまずきを、「学習面」「行動面」「社会性」の側面からQ & A形式で説明しています。また、発達障害の障害特性を踏まえて指導・支援方法を紹介しています。）」（発達障害教育推進センター）

[https://cpedd.nise.go.jp/shido\\_shien](https://cpedd.nise.go.jp/shido_shien)

- ▷ 「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業（系統性のある支援研究事業）実践事例集」（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/31/1409219\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/31/1409219_002.pdf)

- ▷ 「障害を理由とする差別の解消の推進」  
（内閣府）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11370269/www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

- ▷ 「合理的配慮を知っていますか？（リーフレット）」  
（内閣府）

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo/print.pdf)

- ▷ 「スクールカウンセラー活用指針（教育委員会・学校用）」  
（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1270/724737.pdf>

- ▷ 「スクールソーシャルワーカー活用指針（教育委員会・学校用）」  
（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1270/724739.pdf>

- ▷ 「特別支援教育のセンター的機能について」  
（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1396568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1396568.htm)

- ▷ 「発達障害者への支援について」  
（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/hattatsu.html>

- ▷ 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒のチェックリスト」  
（宮城県）

[特別支援教育関連資料 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](https://www.pref.miyagi.jp)